



平成25年3月29日

土地・建設産業局

平成25年度公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成24年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成25年度当初からの公共工事の工事費の積算に用いるための平成25年度公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

課長補佐 伊藤（内線：24863）

指導調整係長 田中（内線：24865）

電話番号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

FAX番号 03-5253-1555

1. 平成25年度公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、平成25年度公共工事設計労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映している。

また、入札不調の増加に応じて公共工事設計労務単価を3ヶ月毎に機動的に見直すよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

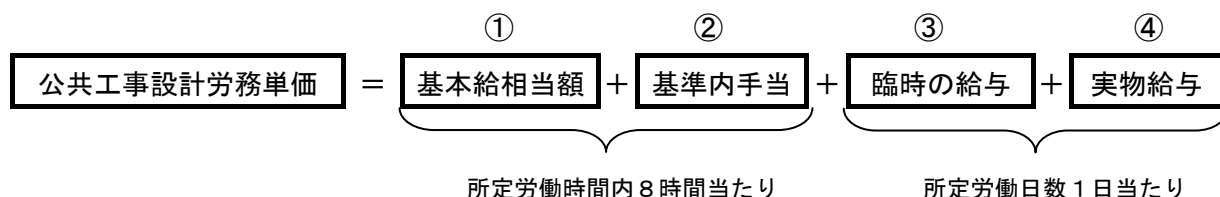
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

- ・ 公共工事設計労務単価、これに上記の必要経費を含めた金額は、いずれも下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成24年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,474件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。